

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 16

所管課かい名 スポーツ振興課

許認可等の内容	清水駅東ロクライミング場の使用料の減額又は免除	
根拠法令等及び条項	静岡市清水駅東ロクライミング場条例第7条	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>静岡市清水駅東ロクライミング場条例（平成15年静岡市条例第130号）</p> <p>（使用料の減額又は免除）</p> <p>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和4年4月1日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数10日（休日を含む。）
	設定年月日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）

(別紙)

使用料を減額又は免除する場合を例示すると次のとおり。

1 専用利用

(1) 全額免除する場合

- ① 静岡市が利用する場合。(主催又は共催に限る。)
- ② 静岡市スポーツ協会又は加盟の団体が行う年1回の市民大会。(市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校、高等学校別等それぞれの大会を含む。)
- ③ 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業。
- ④ 盲・ろう・養護学級及び特殊学級が教育活動又はこれに類する目的のため利用する場合。
- ⑤ 社会福祉団体・施設等が障害克服訓練・指導又はこれに類する目的のために使用する場合で、福祉事務所(課)経由で申請された場合。

(2) アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合の額と同額に減額する場合

- ① 文化的事業のうち、公益性が高いものに利用する場合で、特別の理由があり、静岡市担当課経由で申請された場合。

なお、利用者が、高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者並びに幼稚園の在園者及びこれに準ずる者の場合は別表「生徒等」欄を、それ以外の者(3歳未満の者は除く。)の場合は別表「一般」欄を適用する。

2 個人利用

(1) 5割を減額する場合

- ① 障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者)が利用する場合。(指導者及び付添者も減免の対象とし、1人につき指導者及び付添者のどちらか1人とする。)

(2) 注意

- ① 使用料の計算の過程において10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。